

エストニア

特許規則

2004年12月28日経済大臣規則 No. 221

2005年1月14日施行

目次

第1章 総則

第1条 用語の定義

第2条 本規則の国際出願への拡大

第2章 発明の単一性

第3条 発明の主題の種類

第4条 発明の単一性

第3章 特許性のない主題

第5条 発明でない主題

第6条 特許性のない発明

第4章 特許出願

第1部 特許出願書類

第7条 提出書類

第8条 書類の部数

第9条 書類の言語

第2部 特許付与を求める願書の様式及び内容の要件

第10条 提出する情報

第11条 特許付与を求める願書の様式

第12条 特許出願人に関する情報

第13条 出願人の代理人に関する情報

第14条 通信データ

第15条 創作者に関する情報

第16条 特許を出願する権利に関する情報

第17条 発明の名称

第18条 優先権の主張

第19条 国の手数料の納付に関する情報

第20条 その他の情報

第21条 付属書類に関する情報

第22条 署名

第3部 発明の詳細な説明の様式及び内容に係る要件

- 第23条 発明の詳細な説明の目的
- 第24条 発明の詳細な説明の構成
- 第25条 発明の名称
- 第26条 技術分野
- 第27条 技術水準
- 第28条 発明の内容
- 第29条 図面その他の図示的資料の一覧
- 第30条 発明の実施例を作成するための一般的要件
- 第31条 装置に関する実施例
- 第32条 方法を実施する例
- 第33条 物質の例
- 第34条 配列一覧

第4部 特許出願の様式及び内容の要件

- 第35条 特許クレームの目的及び意義
- 第36条 特許クレームの構成及び一般的要件
- 第37条 特許クレームの独立クレーム
- 第38条 特許クレームの従属クレーム
- 第39条 装置に係る特許クレームの詳細
- 第40条 方法に係る特許クレームの詳細
- 第41条 既知の装置，方法，物質の使用規定
- 第42条 物質に係る特許クレームの詳細
- 第43条 微生物の菌株を含む生体物質に係る特許クレームの詳細

第5部 他の特許出願書類

- 第44条 図面その他の図示的資料
- 第45条 発明の内容の要約
- 第46条 国の手数料の納付及び国の手数料の納付を証明する書類
- 第47条 委任状
- 第48条 優先権の宣言を証明する書類
- 第49条 生体物質の寄託を証明する書類
- 第50条 翻訳文についての一般的要件
- 第51条 翻訳文の正確さ及び翻訳文の補正

第6部 特許出願書類記入要件

- 第52条 文章による書類の記入に係る一般的要件
- 第53条 用語及び記号
- 第54条 許容されない表現
- 第55条 化学式
- 第56条 数式及び記号

第 57 条 図面その他の図示的資料の様式に係る要件

第 5 章 特許出願の手続

第 58 条 特許出願

第 59 条 居所又は所在地がエストニア共和国にある出願人による特許出願

第 60 条 居所又は所在地が外国にある出願人による特許出願

第 61 条 複数の特許出願人による特許出願

第 62 条 国の手数料の納付を証明する書類の提出

第 63 条 委任状の提出

第 64 条 優先権の主張を証明する書類の提出

第 65 条 生体物質の寄託を証明する書類の提出

第 6 章 発明の特許出願からの分離及び特許分離出願

第 66 条 発明の特許出願からの分離の定義

第 67 条 分離のための期間

第 68 条 特許分離出願の提出のための期間

第 69 条 特許分離出願

第 70 条 特許分離出願の際の有効年度に係る国の手数料の納付

第 7 章 施行規定

第 71 条 規則の廃止

第1章 総則

第1条 用語の定義

本規則中で用いられている用語で特許法において定義されていないものは、工業所有権の保護に関するパリ条約(RT II 1994, 4/5, 19), 特許協力条約(PCT) (RT II 1994, 6/7, 21), 欧州特許条約(EPC) (RT II 2002, 10, 40), 特許法条約(PLT) (RT II 2003, 6, 22), EPC規則(RT I 2002, 38, 233; 2003, 88, 594; 2004, 20, 141), 工業所有権基本規則(RT I 2003, 18, 98; 82, 555; 2004, 20, 141)及びエストニア議会が批准した法的保護に関する欧州連合の法律及び国際協定において定める定義に基づいて解釈される。

第2条 本規則の国際出願への拡大

- (1) 本規則は、PCT 第3条から第12条までに基づいて、同条約第2条(xv)にいう受理官庁としての特許庁に提出された国際出願には適用されない。
- (2) 本規則は、同条約第2条(xiii)にいう指定官庁又は第2条(xiv)にいう選択官庁としての特許庁に提出された国際出願(PCTの第22条又は第39条)の国内移行後に適用される。

第2章 発明の単一性

第3条 発明の主題の種類

特許法第6条(1)に基づいて、発明の主題は、装置、方法又は物質及び生物的物质であり得る。これらの主題の一群も、発明の主題であるとみなされる。

第4条 発明の単一性

特許法第9条(1)に基づいて、特許の保護には、1発明のみを又は単一の包括的発明概念を形成するように結び付けられた一群の発明を含めることができる。

第3章 特許性のない主題

第5条 発明でない主題

特許法第6条(2)に基づき、次の主題は発明とみなさない。

- 1) 人の身体の形成若しくは発育又は人の遺伝子の配列若しくは部分的配列の記述を含む発見
- 2) 科学上の理論
- 3) 数学的方法
- 4) 精神活動又は事業を行うための計画、規則及び方法
- 5) 構造物、建築物又は地域についての設計書類
- 6) シンボル
- 7) コンピュータのアルゴリズム及びコンピュータ・プログラム
- 8) 意匠
- 9) 情報の提示
- 10) 植物及び動物の品種
- 11) 集積回路の回路配置

第6条 特許性のない発明

(1) 特許法第7条(1)に基づき、次のものは特許により保護されない。

- 1) 公序良俗に反する発明
- 2) 治療方法、人及び動物の診察方法

(2) 特許法第7条(2)に基づき、以下の生物学発明は、特許により保護されない。

- 1) 人をクローン増殖するための方法
- 2) 人の生殖系列上の遺伝子同一性を改変するための方法
- 3) 人工授精及び胚の保護に関する法律(RT I 1997, 51, 824 ; 2003, 18, 102)によって禁止されている方法を含め、人の胚の商業的な目的での利用
- 4) 動物の遺伝子同一性を改変するための方法であって、人や動物に何ら実質的な利益をもたらすことなく当該動物に苦痛を引き起こす虞があるもの、及びかかる方法から生じた動物
- 5) 微生物を誘導するための微生物学的方法を除き、生体物質の誘導又は植物若しくは動物の品種の生産のための本質的に生物学的方法
- 6) 1の植物又は動物の品種に対してのみ使用することができる方法

第4章 特許出願

第1部 特許出願書類

第7条 提出書類

(1) 特許出願には次の書類を含めるものとする。

- 1) 特許付与を求める願書
- 2) 発明の詳細な説明
- 3) 1又は複数のクレームから成る特許クレーム
- 4) 発明の詳細な説明又は特許クレームに言及される図面その他の図示的資料
- 5) 発明の内容の要約

(2) 特許出願には次の書類を添付するものとする。

- 1) 特許代理人を介して特許出願を行う場合は、委任状
- 2) 工業所有権の保護に関するパリ条約又はその他の協定に基づいて優先権を主張する場合は、当該優先権の主張を証明する書類。ただし、特許法に定める規定が適用される場合はこの限りでない。
- 3) 発明の主題が生体物質である場合又は発明が生体物質の使用を必要とする場合で、かつ、当該制動物質を公衆が入手できず、また当該技術の熟練者が当該発明を実施することができるような態様で発明の詳細な説明においてこれを説明することができないときは、生体物質(微生物の菌株を含む)の寄託を証明する書類
- 4) 国の手数料に関する情報が記載されている書類(以下「国の手数料の納付を証明する書類」という)。

(3) 特許出願人が発明者でない場合は、特許を出願し、特許の所有者になる特許出願人の権利の法的根拠に関する宣言を記載した書類を特許出願に添付しなければならない。法的根拠に関する情報が第16条に基づいて本条(1)1)に規定する特許付与を求める願書に記載されている場合は、別個の書類を提出することを要さない。

(4) 国の手数料の納付を証明する情報が第19条に基づいて本条(1)1)に規定する特許付与を求める願書に記載されている場合は、国の手数料の納付を証明する書類を提出することを要さない。

第8条 書類の部数

発明の詳細な説明、特許クレーム及び図面その他の図示的資料は、3部提出する。発明の内容の要約は、2部提出する。他の書類は、1部提出する。

第9条 書類の言語

(1) 特許出願書類は、エストニア語により特許庁に提出する。ただし、発明の名称及び要約は、エストニア語及び英語で提出する。

(2) 特許出願書類における言語の使用は、言語法を含めたエストニア著作権基準(RT I 1995, 23, 334; 1996, 37, 739; 40, 773; 1997, 69, 1110; 1998, 98/99, 1618; 1999, 1, 1; 16, 275; 2000, 51, 326; 2001, 58, 354; 65, 375; 93, 565; 2002, 9, 47; 53, 337; 63, 387; 90, 521; 2003, 82, 551)に従わなければならない。

(3) 出願書類又は特許出願に含められたその他の書類が外国語により提出される場合は、特許法及び本規則により、エストニア語への翻訳文を提出しなければならない。

第2部 特許付与を求める願書の様式及び内容の要件

第10条 提出する情報

- (1) 特許付与を求める願書には、次の事項を記載する。
- 1) 出願人に関する情報(複数出願人の場合は、出願人全員)
 - 2) 出願人が特許代理人により又は出願人が複数の場合で共同の代表者により代理される場合は、出願人の代理人(代表者)に関する情報
 - 3) 創作者に関する情報(複数創作者の場合は、創作者全員)
 - 4) 発明の名称
 - 5) 工業所有権の保護に関するパリ条約又は特許法第11条の他の規定に基づいて優先権が主張されている場合は、優先権の主張
 - 6) 通信に関する情報(出願人がエストニア国内に居住している場合、若しくは出願人が代表者により代理される場合)
 - 7) 他の特許出願書類の一覧
 - 8) 出願人又は特許代理人の署名
 - 9) 自己の名の開示を禁じた創作者の署名
- (2) 特許付与を求める願書には、次の事項を明示する。
- 1) 特許付与の請求
 - 2) 出願人が自然人又は法人の何れであるかの別
 - 3) 出願人の居所又は所在地
 - 4) 特許法第12条の規定に基づいて特許を出願し、特許の所有者となるための法的根拠
 - 5) 自己の名称の開示を禁じた創作者の名称
- (3) 自然人の名称からはその名称のどの部分が名でどの部分が姓であるかが明らかでない場合は、姓には下線を付さなければならない。自然人の名称は、エストニア語の大文字使用法の原則に従ってローマ字で表記するものとする。
- (4) 単独権者又は法人の名称は商法典(RT I 1995, 26-28, 355; 1998, 91-93, 1500; 1999, 10, 155; 23, 355; 24, 360; 57, 596; 102, 907; 2000, 29, 172; 49, 303; 55, 365; 57, 373; 2001, 34, 185; 56, 332 及び 336; 89, 532; 93, 565; 2002, 3, 6; 35, 214; 53, 336; 61, 375; 63, 387 及び 388; 96, 564; 102, 600; 110, 657; 2003, 4, 19; 13, 64; 18, 100; 78, 523; 88, 591)第2章若しくは、非営利組織法(RT I 1996, 42, 811; 1998, 96, 1515; 1999, 10, 155; 23, 355; 67, 658; 2000, 55, 365; 88, 576; 2001, 56, 336; 93, 565; 2002, 53, 336; 2003, 88, 591)第4条に規定する要件に従って表記するものとする。海外法人の場合は、母国の法を適用する。自然人及び法人の名称は、エストニア著作基準に従って表記するものとする。エストニア著作基準によれば、ローマ字による名称はその元の言語の様式で表記し、その他の文字による名称はエストニア文字に転写するものとする。法人の名称の場合は、エストニア語又は当該法人の本国の言語の大文字使用法の原則が適用される。
- (5) 自然人の名称に肩書、名誉称号、学位その他のものを付加してはならない。
- (6) 人の名を書く場合に文字デザインに係る芸術的要素(能書法を含む)を用いてはならない。業務名の場合、たとえば商標のデザインなどを出所とするデザインの特別の要素を使用してはならない。

第 11 条 特許付与を求める願書の様式

- (1) 特許付与を求める願書は、本規則の付属に規定する様式で提出する。これらの様式は、特許庁又は特許庁のウェブサイトから無償で入手できる。
- (2) 特許付与を求める願書のデータ欄に記載しきれない情報は、特許付与を求める願書に署名する者と同じ者が署名した 1 又は複数の追加用紙に記載することができる。
- (3) 特許付与を求める願書の様式への記載は、タイプによる記載若しくは他の技術的方法によるタイプ印刷又は印刷によるものとする。

第 12 条 特許出願人に関する情報

- (1) 特許出願人に関する情報は、特許付与を求める願書のデータ欄 1 に記載する。
- (2) 姓名及び居所の完全な宛先、又は同人が事業を有する場合は居所若しくは事業の所在地の完全な宛先を自然人に関する情報とする。自然人の居所とは、その者が永続的に若しくは主として住む場所又はその者が個人的及び経済的に最も結び付いている場所をいう。異なる国にある場所を同時に自然人の居所とみなすことができる場合は、その者の居所は、その者が国籍を有する国にある場所とする。
- (3) 法人に関する情報は、当該法人の本国の法律に基づいて商業登録簿、非営利団体及び財団の登録簿又は他の公的な登録簿に記入されている当該法人の完全名称又は略称、並びに当該法人の所在地の完全な宛先から成るものとする。法人の所在地とは、当該法人の取締役会又はその代替機関が所在する場所をいう。ただし、定款に別段の規定がある場合はこの限りでない。
- (4) 特許出願人の居所又は所在地がエストニア共和国外に所在する場合は、国の識別のための世界的な所有権機関（以下「WIPO」という）の Standard ST. 3 に基づく 2 文字の国別記号（以下「2 文字の国別記号」という）を宛先に付記するものとする。
- (5) 特許出願人が複数の場合は、すべての出願人に関する情報を提出しなければならない。
- (6) 特許出願人が連邦国家の自然人又は法人（以下「者」という）である場合は、当該の連邦構成国も宛先の中で表示するものとし、かつ、都市その他の居住地の名称は、下線又はその他の方法で区別するものとする。
- (7) 特許庁は、特許出願人に関する情報のその後の変更について直ちに通知を受けるものとする。特許出願人の名称に変更（たとえば、自然人の名称の変更又は法人の変容）があった場合は、特許出願人は、データの訂正に係る請求書及び名称の変更を証明する書類又はその認証謄本を提出するものとする。特許出願人が、特許法第 44 条 (1) の場合における特許出願の他の者への移転に関連して、又は同条 (2) に規定する場合における特許出願の法律上の承継人への移行に関連して、変更したときは、特許出願人又は特許出願の移転された者若しくは特許出願を移転した者は、新旧の特許出願人双方に関する情報を記載した、データ訂正に係る請求書を特許庁に提出するものとする。請求書には、国の手数料の納付を証明する書類を添える。特許出願が移転された者又は移転した者が請求を提出した場合は、請求には、移転を証明する書類又はその認証謄本を添えるものとする。

第 13 条 出願人の代理人に関する情報

- (1) データ欄 2 は、特許出願を提出するに際して若しくは特許庁に係る手続を行うに際して出願人が特許代理人により代理される場合又は複数の出願人が共同の代表者により代理され

る場合にのみ記入するものとする。

(2) 共同の代表者の場合は、その者の名称のみデータ欄に記入するものとする。共同の代表者の名称は、データ欄 1 に出願人として記入された者の名称と同じでなければならない。

(3) 特許代理人に関する情報は、特許代理人の名及び姓、特許代理人の事務所の完全名称、宛先、電話番号並びに国の特許代理人登録簿中の特許代理人の登録番号から成る。

(4) 共同の代表者及び特許代理人の名称の双方がデータ欄 2 に記載されている場合は、特許代理人が出願人の代理人であるとみなされる。

(5) 特許庁は、出願人の代理人(代表者)に関する情報のその後の変更について直ちに知らされるものとする。

第 14 条 通信データ

(1) データ欄 3 は、特許出願が行われ、かつ、特許出願に関する手続が履行されたときに、特許出願人又は共同の代表者が、書面による通知をより速やかに受領することができるようにするために、データ欄 1 に記された宛先とは異なるエストニア共和国領内に所在する目的地の郵便宛先を用いることを希望するときは、居所若しくは所在地がエストニア共和国にある特許出願人又は特許出願人が複数の場合は居所若しくは所在地がエストニア共和国にあるこれ等の共同の代表者が記入するものとする。連絡先電話番号を含めることが望ましい。

(2) 特許代理人に関する情報がデータ欄 2 に表示されたが、特許庁からの書面による通知を受け取る権限を特許代理人が与えられていない場合は、特許出願人又は共同の代表者に関する情報もデータ欄 3 に表示するものとする。

(3) 特許出願人が法人であるとき又は出願人が複数の場合に共同の代表者が法人であるときは、当該法人の長、長に任命された従業者又は代行者を、データ欄 3 に表示する特許庁からの書面による通知を受け取る者とする。特許法第 131 条 (1) の規定に基づき、第三者又はその他の契約代理人に特許庁からの書面による通知を受け取る権限を特許代理人以外の者に与えることはできない。

(4) 所定の場合にデータ欄 3 が記入されておらず、又は明らかに不正確な情報若しくは誤りを含んでいる場合は、特許庁は、データ欄 2 に記載される共同の代表者又はこれがない場合はデータ欄 1 に記載される特許出願人（居所若しくは所在地が外国にある者も含む）に通知書を送付する。出願人が複数の場合に共同の代表者が記載されていないときは、通知書は、データ欄 1 に最初に記載されている出願人に当該特許出願人の居所又は所在地の宛先で送付する。特許出願人の中に、居所又は所在地がエストニア共和国にある者と居所又は所在地が外国にある者とが存在する場合は、通知書は、居所又は所在地がエストニア共和国にある者であってデータ欄 1 に最初に記載されているものに送付する。

(5) 特許庁は、通信データのその後の変更について直ちに通知を受けるものとする。

第 15 条 創作者に関する情報

(1) 創作者の姓名及び完全な宛先は、2 文字の国別記号を付して、データ欄 4 に表示するものとする。

(2) 創作者が複数である場合は、すべての創作者に係る前(1)にいう情報をデータ欄 4 に表示するものとする。

(3) 創作者が出願人を兼ねている場合は、創作者の名前及び姓又は「taotleja」[出願人]の

語のみをデータ欄 4 に書き込むことができる。この場合、宛先の記載は不要である。

(4) 創作者としての自己の名称を開示することを望まない創作者は、データ欄 4 における創作者としての名称の開示の禁止に係る請求を提出し、かつ、署名により当該請求を確認しなければならない。特許付与を求める願書に創作者の署名を得ることが不可能である場合は、創作者が署名した別個の文書であって創作者の名称の開示禁止を求める請求又はその旨の請求を包含するものを特許出願に添付することができる。創作者の名称の開示禁止を求める請求も後で提出することができるが、特許出願の公告の 1 月前より遅くなくてはならない。

(5) 創作者が死亡している場合は、創作者の名及び姓、「surnud」(死亡)の語をデータ欄 4 に表示するものとする。

第 16 条 特許を出願する権利に関する情報

(1) 発明者が同時に特許出願人でない場合、特許出願及び特許の所有者となる法的根拠は、データ欄 5 の該当する記入枠に印を付することにより表示するものとする。特許出願の際に、法的根拠を確認するための契約その他の法律上の承継を証明する書類の提出は不要である。

(2) 特許出願及び特許の所有者になる権利は、特許出願の際に特許出願書類に添付する別個の書類によっても表示することができる。

(3) 特許庁が (1) に定める法律上の承継を証明する契約若しくは書類又はその認証謄本の提出を求めることができるのは、特許を出願し、特許の所有者になる法的根拠が所定の場合に表示されておらず、かつ、特許庁が請求する対応する説明が不十分であるか又は特許法第 12 条の規定が特許出願の際に無視されていたことを疑わせる理由がある場合に限る。

第 17 条 発明の名称

(1) 発明の詳細な説明及び特許クレームに記載されている発明の名称と同一の発明の名称をデータ欄 6 に表示する。

(2) 発明の名称の英語への翻訳もデータ欄 6 に表示する。

第 18 条 優先権の主張

(1) データ欄 7 が記入されている場合は、優先権が主張されているとみなす。

(2) 特許法第 11 条 (2) に従い、工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国若しくは世界貿易機関の加盟国において行われた最先の特許出願若しくは実用新案登録出願に基づいて、又は工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国でない国若しくは世界貿易機関の加盟国でない国において行われた最先の特許出願若しくは実用新案登録出願に基づいて、優先権が主張される場合は、データ欄の最初の記入枠に印を付し、最先の特許出願日又は実用新案登録出願日並びに特許出願又は実用新案登録出願の 2 文字の国別記号及び番号 (優先権データ) を WIPO の Standard ST. 9 に基づく INID 記号の後のデータ欄に記入するものとする。最先の特許出願又は実用新案登録出願が広域出願又は国際出願である場合は、最先の出願が行われた国の行政機関又は政府間組織を 2 文字の記号で表示するものとする。特許出願が複数の最先の特許出願又は実用新案登録出願に基づいて行われた場合は、かかる出願すべての優先権データを当該データ欄に記入するものとする。

(3) 特許庁への特許出願日に特許出願人が最先の特許出願又は実用新案登録出願の番号を未だ知らない場合は、優先権の主張において、最先の特許出願又は実用新案登録出願の日及び

国のみを表示するものとする。

(4) 特許法第 9 条 (2) 又は (3) に従い、原特許出願から分離された特許出願の場合において、優先権が原特許出願で主張されていたときはデータ欄の最初の記入枠に印を付し、次いで 2 番目の記入枠に印を付し、かつ、原特許出願の優先権データを、分離した発明に該当する範囲で、特許法第 11 条 (4) に基づいてデータ欄に記入するものとする。原特許出願の出願日及び特許出願の番号は、データ欄の下の端に記載する。原特許出願が国際出願に基づいている場合は、国際出願日を出願日として表示する。

(5) 12 月以内に同一の発明に関して同一の特許出願人により特許出願が特許庁に行われた場合は、データ欄の 4 番目の記入枠に印を付し、かつ、特許法第 11 条 (5) に基づいて先の特許出願又は実用新案登録出願の出願日及び番号をデータ欄に記入する。

(6) 先の特許出願に対する訂正及び補正であって発明の主題を変更するものに基づいて行われる特許出願の場合は、データ欄の 3 番目の記入枠に印を付し、かつ、特許法第 11 条 (3) に基づいて、訂正及び補正の特許庁への提出日並びに先の特許出願の番号をデータ欄に記入する。

第 19 条 国の手数料の納付に関する情報

(1) データ欄 8 の最初の記入枠に印を付し、かつ、特許出願に係る国の手数料の額及び所定の国の手数料の納付方法を当該データ欄に記入する。10 件を超える特許クレームの場合における追加の国の手数料を納付した際は、データ欄 8 の 2 番目の記入枠にも印を付し、かつ、納付された追加の国の手数料の額を当該データ欄に記入する。

特許代理人が参照した他の印刷資料の特許書類写しの交付に係る国の手数料を納付した際は、データ欄 8 の 3 番目の記入枠に印を付し、かつ、納付された国の手数料の額を当該データ欄に記入する。

(2) 支払指図、特許庁の銀行口座への現金支払又はその他の方法により国の手数料を納付した際は、データ欄に納付書類の番号及び日付を記載する。

(3) 国の手数料が特許出願人、特許代理人又は共同の代表者を含むその他の者の何れによって納付されたかに従って、データ欄の該当する記入枠に印を付する。その他の者が国の手数料を納付した場合は、当該納付者の名称をデータ欄に記入する。

第 20 条 その他の情報

(1) データ欄 9 は、次に掲げる何れかの場合に記入する。

1) 特許法第 21 条 (2) に基づいて、発明の詳細な説明を提出する代わりに最初の特許出願又は実用新案登録出願に関する情報が提出される場合

2) 特許法第 19 条 (2) 3) に基づいて微生物の菌株を含む生体物質の寄託を証明する書類が提出される場合

3) 特許法第 8 条 (3) に基づき技術水準を決定する際に、発明に関して開示された情報を無視することが要求されている場合

(2) 発明の詳細な説明の代わりに最初の特許出願又は実用新案登録出願に関する情報が提出される場合は、データ欄 9 の最初の記入枠に印を付し、かつ、最初の出願の出願日、最初の出願が行われた国又は国際組織及び最初の出願の番号を当該データ欄に記入する。最初の出願が外国語による場合は、最初の出願の発明の詳細な説明及び特許クレーム又はそのエント

ニア語への翻訳文を特許出願に添付する。最初の出願の発明の詳細な説明及び特許クレームが特許出願の際に提出されない場合は、速やかにこれらを提出することが望ましい。最初の出願の発明の詳細な説明及び特許クレームが自発的に提出されない場合は、特許法第 22 条 (7) に基づいて特許庁が定める期日までに、ただし最初の特許出願又は実用新案登録出願の出願日から 16 月以内に提出しなければならない。前記に加え、本規則第 18 条 (2) に合致する優先権の主張を原則として最初の出願に基づいてデータ欄 7 に記載し、かつ、当該優先権の主張を証明する書類を特許出願と共に提出する。

(3) 微生物を含む生体物質の寄託に関する情報を提出した際は、データ欄 9 の 2 番目の記入枠に印を付し、かつ、受託番号、寄託の日及び国際寄託当局の完全名称又は略称を当該データ欄に記入する。

(4) データ欄 9 の 3 番目の記入枠への印付けは、特許法第 8 条 (3) に規定する請求の提出とみなす。発明に関する情報であって技術水準決定の際の開示が希望されないものの開示の日及び開示の出所又は出来事に関する限り正確な特定のデータ（博覧会における出品物としての発明の開示の日並びに博覧会の名称及び場所を含む）を当該データ欄に記入する。

第 21 条 付属書類に関する情報

(1) データ欄 10 においては、特許出願が受理された際に付属書類のリストの記入枠に印を付けるものとする。各書類のページ数も表示するものとする。

(2) 記載されていない書類が特許出願に含まれている場合は、一覧に、当該書類の名称、ページ数及び原本数を追記するものとする。

第 22 条 署名

(1) 特許付与を求める願書には特許出願人が署名する。特許出願人が複数の場合は、それらの者すべてが署名しなければならない。

(2) 署名は、名及び姓から構成され、読み易いものであるか又は大文字で綴りを示したものでなければならない。特許出願人が法人である場合は、願書に署名した法定代理人の役職を付記するものとする。

(3) 願書に署名する際、署名の場所（都市、その他の居住地、農場）及び日付を表示するものとする。

(4) 追加の用紙に署名する場合は、(2) 及び (3) に規定する要件に従うものとする。

(5) 特許付与を求める願書には、特許代理人又は共同の代表者も、委任されていることを条件として、署名することができる。委任を証明するために、第 47 条に定める要件に合致する委任状を特許出願に添付する。特許出願の時点で委任状を特許出願に添付することが不可能な場合は、当該委任状は、できる限り早期に、ただし特許法第 251 条 (1) に基づいて特許庁が定める期日までに、特許庁に送付するものとする。

第3部 発明の詳細な説明の様式及び内容に係る要件

第23条 発明の詳細な説明の目的

(1) 発明の詳細な説明の目的は、発明を開示するものでなければならない。発明を開示は、当該技術の熟練者が当該発明を用いて技術的問題の性質及びその解決法を把握できるものでなければならない。

(2) 発明の詳細な説明は、特許クレームにより決定される特許保護の範囲の正確な解釈を保証するものでなければならない。

第24条 発明の詳細な説明の構成

(1) 発明の名称は発明の詳細な説明の表題とする。

(2) 発明の詳細な説明は、次のものから構成される。

1) 技術分野

2) 技術水準

3) 発明の内容

4) 図面その他の図示的資料の一覧

5) 1又は複数の発明実施例並びに発明の実施、発明の産業上の利用及び提示された技術的結果の取得の可能性を証明するのに必要なその他の情報

(3) 第34条に定める要件に合致するヌクレオチド及び／又はアミノ酸の配列一覧（以下「配列一覧」という）も、ヌクレオチド及び／又はアミノ酸配列が当該特許出願において開示されていることを条件として、発明の詳細な説明の一部とする。

(4) 発明の詳細な説明の個々の部分又はそこに含まれている技術的解決法の説明並びに発明の内容の説明又は発明を用いて所定の技術的結果を得るための主張は、文献の出所、他の特許出願書類又は他の情報源への言及をもってこれに代えてはならない。

(5) (2)に定める発明の詳細な説明の各部分の本文の始めと終わりは明瞭でなければならない。各部分には、それらの名称に対応する表題を付することができる。

第25条 発明の名称

(1) 発明の名称は、発明の技術目的を明確かつ正確に表示し、かつ、発明の内容に相応するものでなければならない。発明の名称は、発明の内容より狭く又は広くしてはならない。発明の名称から発明の主題(装置、方法、物質)が明らかでなければならない。

(2) 発明の名称には、国際特許分類の用語を用いることが望ましい。

(3) 発明の名称には、次のものを含めてはならない。

1) 創作者の名称を含む自然人の名称

2) 事業の商号

3) 地名

4) 言葉から成る商標又は言葉から成る商標の構成部分

5) 「新」若しくは広告的訴求又は広告の文章

6) 俗語の言葉及び表現

7) その他技術用語として明確な意味のない言葉及び表現

(4) 発明の名称は、単数形で表示する。共通の構造式を伴う化合物に関連する発明の名称の

場合はこの限りでない。

(5) 単体の化合物に関連する発明の名称においては、化学において用いられている用語(できれば IUPAC の用語)に基づいて、当該化合物の名称を表示するものとする。当該化合物の具体的な目的及び生物活性化合物の場合は当該化合物の生物活動を表示することもできる。

(6) 不定の構造を伴う高分子化合物の生成方法の場合は、必要に応じ、当該高分子化合物の名称及び具体的目的も、発明の名称の中で表示するものとする。

(7) 不定の組成を伴う物質の生成方法の場合は、当該物質混合物の用途又は生物活性の特性を発明の名称の中に表示するものとする。

(8) 特許出願に単一の包括的発明概念を形成するように結び付いている一群の発明が含まれている場合は、発明の名称は、すべての発明及びその結び付きを含むものでなければならない。たとえば、次のとおりである。「物質 X, その生成のための方法及び当該物質 X の利用」, 「方法 Y 及び当該方法を実行するための装置」, 「物質 Z, その生成のための方法及び当該方法を実行するための装置」等

(9) 発明の名称は、用語の省略形又は「等」の語その他類似の省略を用いて省略してはならない。

(10) 発明の名称は、WIPO 標準 15 に基づくことが望ましい。

第 26 条 技術分野

発明が属する技術分野及び発明の応用分野は、発明の詳細な説明の「技術分野」と題する部分において表示するものとする。技術分野や応用分野が複数ある場合は、発明の実施が意図されている技術分野及び応用分野を表示しなければならない。

第 27 条 技術水準

(1) 以前特許出願人が承知している類似の発明及び他の技術的解決法であって発明の内容の理解及び審査の実施に有用であるものを、望ましくはそれらが提示されている書類への言及を含めて、発明の詳細な説明の「技術水準」と題する部分において記述するものとする。

(2) 類似の発明について記述する際は、本発明の用語にできる限り合致する用語を用いなければならない。類似の解決法及び本発明の共通の及び相異なる技術的特徴が、類似の解決法についての記述から明確でなければならず、かつ、かかる技術的特徴は、特許クレームの表現の基礎でもなければならない。

(3) 技術水準において特許出願人が承知している発明に最も類似する技術的結果を提供する解決法であって当該発明に最も近いものは別個に記述するものとし、かつ、当該解決法では解決できない技術的課題であって当該発明により除去されるべきものを表示する。

(4) 特許出願に一群の発明が含まれる場合は、各発明に類似する解決法及び最も近い解決法について別個に記述するものとし、かつ、後者の場合は、前記の一群に含まれる対応発明により解決されるべき技術的課題を表示する。

(5) 類似の解決法を包含する情報源への言及は、当該言及に基づいて当該情報源を突き止めることが可能な限り容易になるような態様で、発明の詳細な説明の本文中に表示するものとする。

(6) 発明の特許その他の保護文書に言及する場合は、望ましくは、国名又は 2 文字の国別記号、保護文書の名称又は保護文書の種類の記号、番号、国際特許分類のインデックス、保護

文書の所有者又は発明者の名称及び保護文書の公告の年を表示するものとする。

第 28 条 発明の内容

(1) 発明の内容は、発明の 1 組の本質的特徴として表現する。発明の当該 1 組の本質的特徴には、発明に最も近く、かつ、発明の目的である特定の技術的結果を得るのに必要かつ十分なすべての特徴を含める。

(2) 発明の詳細な説明のこの部分は、特許クレームにおいて陳述されたすべての発明の特徴及び発明の目的である技術的結果を包含し、かつ、特徴と技術的結果との間の因果関係を説明するものでなければならない。

(3) 発明の内容を開示する際は、発明により提供される他の技術的結果（個々の場合又は具体的な実行の形態若しくは実施の特別の条件に基づく場合を含む）も表示されることが望ましい。発明の目的である技術的結果となることがあるものは、例えば次のものである。摩擦係数の減少、詰まりの防止、金属鑄造の欠陥の除去、測定機器の感度の向上、医薬品の活性の強化、専売医薬品の効果の局所限定等。

(4) 一群の発明の場合は、その群に属する各発明の内容及び得られる技術的結果は、別個に記述する。発明の単一性の確認のために、その群に属する発明と技術水準に対する総体的貢献におけるそれらの役割との間の技術的つながりを説明することが望ましい。

第 29 条 図面その他の図示的資料の一覧

図面その他の図示的資料のほかに、その内容に関する短い説明を発明の詳細な説明のこの部分に記載するものとする。例：図 1—装置の透視図、又は図面 1—装置の透視図；図 2—A-A の断面、又は図面 2—A-A の断面；図 3—装置の電気回路、又は図面 3—装置の電気回路。

第 30 条 発明の実施例を作成するための一般的要件

(1) 発明の産業上の利用が可能な方法を記述する例を少なくとも 1 つ記載しなければならない。一般に、この例においては、特許出願の準備の時点で出願人が承知していた発明を実施することが可能な最善の方法を記述するものとする。

(2) 発明の産業上の実施が当該技術の熟練者又は特許専門家に疑いを生じさせるものである場合は、疑いを晴らすために、発明の詳細な説明のこの部分において証拠を示し、かつ、特許の産業上の利用が可能であることを説明しなければならない。

第 31 条 装置に関する実施例

(1) 装置に関する発明の実施例においては、最初に、静止状態の当該装置を記述する。装置が電氣的、水力的、空気圧的その他の機構で構成される場合は、すべての機構部品を記述し、それらの接続形態を記述する。

(2) 装置を記述する際は、図面に言及する。発明の詳細な説明を作成する過程において、本文に出てくる順に構成要素に番号を付す。番号は、1 から始める。他の番号付け方式も用いることができる。たとえば、独立の項目は 1 桁及び 2 桁の数字で示し、その構成要素及び細目は 3 桁の数字で示す（「フレーム 1」、「電気モーター100」、「電気モーター100 のローター 110」、「電気モーター100 のローター110 の端子板 111」、「電気モーター100 のローター110 の端子 112」）等。構成要素の番号が試作時の機構部品の名前の一部である場合、番号は括弧な

しとする。

(3) 静止状態での装置の記述が終わったら、図面その他の図示的資料(ダイアグラム、タイムチャート等)に言及しつつ装置の機能又は利用を記述する。

(4) 装置がプログラム化(調整)を要する多機能的な要素又は装置(コンピュータを含む)を包含する場合は、かかる要素又は装置を当該装置において具体的に用いることができることを確認する情報を記載するものとする。かかる情報にアルゴリズム(特にコンピュータのアルゴリズム)が含まれる場合は、かかるアルゴリズムは、できれば、ブロック図式又はその旨の数式で表現されることが望ましい。

第 32 条 方法を実施する例

(1) 有形物を用いて行われる方法、手続(手法、操作)に関する発明の実施例においては、その順序、方法を行う条件又は技術的状况(温度、圧力等)、用いられる設備及び物質(生体物質を含む)を記述するものとする。既知の手段(既知の装置、生体物質及び微生物の菌株を含む物質)を用いることにより方法が特徴付けられる場合は、かかる装置を表示し、必要に応じてそれについての知識を証明するものとする。技術水準で知られていない手段が用いられる場合は、かかる手段を特徴付けるものとする。生体物質が寄託される場合は、寄託に関する情報を記載する。

(2) 方法において新規の物質が用いられる場合は、当該技術の熟練者が準備できるように当該物質の生成の方法を記述するものとする。

(3) 共通の構造式を伴う新規の化合物グループの生成に関する発明の場合は、グループに属する化合物の1つの生成の方法の例を記載するものとし、かつ、グループが異なる化学基を有する化合物を包含する場合は、異なる化学基を有する化合物の生成の例を記載するものとする。同族列の場合は、同族列の最初及び最後のメンバー並びに中間のメンバーの生成の例を記載する。既知の手法を用いて証明された当該グループに属する化合物の構造式、当該化合物の物理化学的特性及び生物活性が記載され、かつ、化合物の目的が記述されるものとする。

(4) 不定の構造を有する高分子化合物を生成する方法に関する発明の場合は、当該化合物の特定に必要な情報、当該化合物の生成に必要な前駆物質に関する情報及び当該化合物の利用特性を例において記載するものとする。

(5) 特定の目的又は特定の生物活性を有するが組成及び構造が不定である混合物を生成する方法に関する発明の場合は、混合物の特定に必要な混合物自体の特徴付け及び混合物の利用特性は、生成の方法の手続及び条件の記述に加えて、例において記載されるものとする。

(6) ある物が組成及び構造が不定の物質から成るとき、かかる物を作る方法に関する発明の場合は、当該物質の特性及び当該物の利用特性に関する情報は、当該物質及び当該物の特定ができる態様で記載するものとする。

第 33 条 物質の例

(1) 特定の構造を有する新規の単体の化合物の場合は、既知の手法により証明された構造式、当該化合物の物理化学的定数及び生成の方法の記述を記載するものとする。ある特定の目的で当該化合物を用いる可能性に関する情報並びに、生物活性化合物の場合、活性及び毒性並びに必要に応じて選択作用の定量的指標、並びにその他の特性を記載するものとする。

(2) 医療目的のために新規の化合物が用いられることとなり、そのことに関連して臨床試験が行われた場合は、かかる試験のデータを記載して、当該医薬品の投与量及び用途、処方の調合方法並びに毒性検査の結果を示すものとする。

(3) 微生物の菌株を用いて新規の単体の化合物が生成される場合は、生合成の手法並びに必要に応じて微生物の菌株及びその寄託に関する情報を記載するものとする。

(4) 共通の特定の構造式を有する新規の単体の化合物グループの生成に係る物質の場合は、生成方法の共通の方式及び特定の化合物の生成の例並びに、当該グループが異なる化学基を有する化合物を包含するときは、異なる化学基を有する特定の化合物の生成の例に基づいて、当該グループに属するすべての化合物の生成の可能性が証明されなければならない。既知の手法を用いて証明された生成化合物の構造式、これらの物理化学的定数及び特定の目的で当該グループにおいて何らかの化合物を用いている可能性を証明するデータが記載されるものとする。

(5) 新規の化合物に生物活性がある場合、かかる化合物の活性及び毒性並びに必要に応じて選択作用の指標を記載するものとする。

(6) 中間生成物に関する発明の場合は、かかる生成物を既知の最終生成物又は特定の用途若しくは生物活性を有する新規の最終生成物に加工する可能性を記載するものとする。

(7) 組成物(混合物、溶液、合金、ガラス等)に関する発明の場合は、当該組成物に属する成分、当該成分の特徴付け及び量的関係並びに当該組成物の生成方法を、実施例において記載するものとする。組成物の成分として新規の物質が用いられている場合は、当該物質の生成方法も記述するものとする。

(8) 実施例においては、各成分の内容は、特許クレームにおいて定める限度に従った定量で示す。特許クレームにおける成分の質量又は量によるパーセント関係の表現に際しては、全成分の内容のパーセント合計が 100 パーセントにならなければならない。

(9) 微生物の菌株の場合は、次の情報を記載するものとする。

1) 微生物菌株の種類の種類ラテン語での名称及びその生成方法

2) 出願人が当該微生物に付した記号(数字、シンボル)

3) 当該微生物が寄託された場合は、国際寄託当局の正確な名称

4) 当該微生物が寄託された場合は、国際寄託当局が当該微生物に付した受託番号

5) 当該微生物菌株を原菌株その他の関連菌株から区別する菌株の特徴

6) 当該微生物菌株を用いて得られた物質又は当該菌株の他の用途。これらについては、製品の安定性及び寿命を表示するものとする。

7) 当該微生物菌株の生産性

(10) 特許出願日又は優先権が主張されている場合は優先日において、ある微生物菌株が公知のものでなく、かつ、特許法第 61 条(4)で規定するブダペスト条約に基づいて寄託されていない場合は、当該微生物菌株は、発明の詳細な説明において、当該技術の熟練者が当該発明を実施することができるような形で記述されなければならない。

(11) 微生物菌株を決定し特定する方法(環境、試験条件)は、当該微生物菌株を包含する発明の詳細な説明において示すものとする。

(12) 微生物菌株の特徴を示す際、変動の許容限度を表示するものとする。

第 34 条 配列一覧

- (1) ヌクレオチド及び／又はアミノ酸の配列が特許出願において開示される場合は、配列一覧を記載するものとする。
- (2) 配列一覧は、WIPO の Standard ST. 25 に基づく別個の書類として作成し、提出する。
- (3) 配列一覧は、別個に番号を付する。ページの番号は、配列一覧の最初のページには表示しない。
- (4) 特許出願の際、配列一覧は特許クレームの後に置く。ただし、図面その他の図示的資料がある場合は、その後に置くものとする。

第 4 部 特許出願の様式及び内容の要件

第 35 条 特許クレームの目的及び意義

特許クレームは、特許保護の対象及び範囲を決定する。特許保護の内容及び範囲は、特許クレームの文言に則して解釈する。発明の詳細な説明、図面その他の図示的資料又はその他の特許出願書類は、特許クレームを解釈する際に、その文言を限定又は拡大するように斟酌してはならない。前記に鑑み、特許クレームの文言は、特許出願の他の書類に記載されている文言から独立していなければならない。特許出願の他の書類は、それに基づいて特許クレームにおける明白な綴り及び計算の過誤を証明し、訂正することが可能な場合に限り、法的効果を有する。

第 36 条 特許クレームの構成及び一般的要件

- (1) 特許クレームは、1 又は複数のクレームから構成される。
- (2) 特許クレームは、1 の独立クレーム及び必要な数の従属クレームから構成される。
- (3) 特許出願が単一の包括的発明概念を形成するように結び付いている一群の発明を包含する場合は、特許クレームは、各発明を特徴付ける独立クレーム及び必要な数の従属クレームから構成される。たとえば、次のとおりである。
 - 1) 物質に関する独立クレームに加え、当該物質を生成する方法に関する独立クレーム及び当該物質の利用に関する独立クレーム
 - 2) 方法に関する独立クレームに加え、当該方法において使用するための装置又は設備に関する独立クレーム
 - 3) 物質に関する独立クレームに加え、当該物質を生成する方法に関する独立クレーム及び当該方法を実行するのに必要な装置又は設備に関する独立クレーム
- (4) 特許クレームが 2 以上のクレームから構成される場合は、現れる順序で番号を付する（連続番号）。
- (5) 特許クレームの独立クレームは、常に特許出願の冒頭で記述され、かつ、1 番の番号を付されるものとする。
- (6) 一群の発明の場合は、1 つの発明の主題に関するすべての特許クレームを当該主題を特徴付ける独立クレームから順次置き、その後は、2 番目の主題に関するすべての特許クレームを記述する、等々。クレームの番号は、特許クレームを通じて連続的なものとする。
- (7) 特許クレームが 1 クレームのみから構成される場合は、このクレームには番号を付さない。
- (8) 特許クレームは、発明の本質的な技術的特徴の 1 組としてのみ作成する。特許クレームの本文の表現は、明確かつ正確で、できる限り短くなければならない。どうしても必要な場合を除いては、発明の詳細な説明及び図面その他の図示的資料に言及してはならない。技術水準、発明の詳細な説明又は図面その他の図示的資料への言及をもって特徴に代えることを禁じる。
- (9) 特許クレームの各独立クレームは、発明の本質的な技術的特徴を包含していなければならない。かつ、各従属クレームにおいては、特許クレームの以前のクレームに含まれた発明の本質的な技術的特徴を特定するものとする。
- (10) 特許クレーム及び発明の詳細な説明の用語に一貫性がなければならない。

(11) 発明の特徴を一般的に表現する際は、特許クレームにおいて発明の特徴として記述される定義の範囲は発明の詳細な説明及び図面その他の図示的資料を用いてかかる定義を解釈し得る範囲を超えてはならないことを考慮に入れなければならない。発明の特徴を表現するのに一般化された概念を用いることが可能でない場合は、特許クレームにおいて別の特徴を用いることができる。別の特徴を用いる必要性については、発明の詳細な説明において説明するものとする。

(12) 特許クレームの1クレームは、1文で構成する。

(13) 一群の発明の場合において、特許クレームの最初のクレームは特許クレームの主クレームであるものとし、それに含まれる発明は、技術水準の観点から必要な技術的課題の解決に向けられる。特許出願の主クレームは、単一の包括的発明概念の定義の基礎となる。発明の単一性の要件を満たすために、当該群に属する他の発明は、主クレームに含まれる発明との間に技術的つながりがなければならず、かつ、特許出願の独立クレームに含まれるすべての発明が総体として技術水準に統合的貢献をなすように、単一の包括的発明概念に従属させられるものとする。

第37条 特許クレームの独立クレーム

(1) 特許クレームの独立クレームは、1組の本質的な特徴、すなわち、特許保護を出願するすべての場合において、発明の目的である特定の技術的結果を得るために必要かつ十分な特徴から構成される。

(2) 特許クレームの独立クレームは、制限部分と区別部分とから構成される。

(3) 制限部分は、発明の名称で始まる。発明が技術水準において既知の最も近い解決法(第27条(3))と共有する発明の本質的な特徴は、制限部分において記述する。ただし、発明がその分野の技術水準において既知の解決法と本質的な特徴を共有しない場合を除く。

(4) 制限部分は、「…の点で異なる」、「…により特徴付けられる」、「さらに…を包含する」の表現又は他の適切な表現で始まる。「異なる」、「により特徴付けられる」、「包含する」等の表現は、ダブルスペースで印字するか又は他の態様で区別する。技術水準において既知の最も近い解決法の特徴と比較して新規である発明の本質的な特徴は、区別部分において記述する。

(5) 特許クレームの独立クレームは、次の場合は、制限部分と区別部分とに分けることなく作成するものとする。

1) 発明が個別化合物である場合

2) 発明の区別特徴が装置、方法又は物質の用途である場合

3) 発明が技術水準において既知の類似物を有さない場合

(6) 特許クレームの独立クレームに無意味な特徴(消極的特徴、たとえば「要素 X を含まない」といった表現を含む)を含めてはならない。特許クレームの独立クレームにおいて記述される1組の特徴が、何らの新しい特徴を加えることもなしに技術水準において既知の技術的解決法のある特徴を省くことのみにより得られた場合(いわゆる消極的新規性)は、発明は、原則として、進歩性の欠如により、特許可能性の規準に合致しないとみなす。なぜならば、無意味な特徴を省くことにより創出された解決法は、技術水準に関して、当該技術の熟練者にとって自明であるとみなされるからである。

(7) 特許クレームの独立クレームには、特許保護が出願されているすべての場合において、発明の目的である特定の技術的結果を得るために避けられないときに限り、他の特徴を含め

ることができる。発明の単一性がそれにより害われる場合は、追加の技術的結果を得る目的で他の特徴を特許クレームに含めてはならない。

(8) 特許クレームには、1 件の発明に関して特許クレームの独立クレームを 1 個のみ含めることができる。例外として、発明の特性により発明の内容を 1 個のクレームによって表現することができない場合は、発明の内容を複数の独立クレームによって表現することができる。特許法第 10 条 (3) に基づき、次の場合は 1 件の発明に関して複数の独立クレームを含めることができる。

1) 発明が一群の複数の製品によって構成されている場合。たとえば、錠及び鍵、プラグ接合具及び差し込み式ソケット、場合により無線送信機及び受信機等である。

2) 当該装置その他の製品が様々な目的で用いられる場合

3) 技術的課題の他の解決法であって、他の特徴によっては単一のクレームにより発明の内容を取り扱い切れないものが存在する場合

以上すべての場合について発明の単一性の要件が満たされなければならない。

(9) 一群の発明の場合、特許クレームには、装置その他の製品の用途を特徴付けるために複数の独立クレームを含めることができる。ただし、発明の単一性の要件は満たされなければならない。

(10) 一群の発明の場合、特許クレームの主クレーム又は先行独立クレームをそれに続く特許クレームの独立クレーム中で言及するものとする。

第 38 条 特許クレームの従属クレーム

(1) 特許クレームの従属クレームは、独立クレームに従属する。従属クレームは、同時に他の従属クレームに従属することもできる。

(2) 従属クレームは、独立クレームのように制限部分及び区別部分から構成されるが、独立クレーム及び当該従属クレームに従属する他の従属クレームは制限部分の特徴の代わりに言及されるという点が異なる。発明を作成又は実施する特別の場合を特徴付ける本質的な特徴（たとえば、「3. 枠が銅で作られている点で異なるクレーム 1 及び 2 に基づく装置。」）は、区別部分で記述する。

(3) 従属クレームは、1 又は複数の従属クレームを通じて、直接的又は間接的に独立クレームに従属することができる。従属クレームの直接的な従属は、このクレームにおいて記述されている特徴のほかには発明を実行又は実施する特別の場合を特徴付けるために独立クレームのみが必要である場合に用いる。前記特別の場合を特徴付けるために 1 又は複数の他の従属クレームの特徴が必要な場合は、従属クレームの独立クレームへの間接的な従属を用いる。

(4) 特許クレームの先のクレームに含まれる発明の本質的な技術的特徴を特定する従属クレームに包含される技術的解決法は、技術水準において既知の技術的解決法及び独立の発明の双方であり得る。独立クレームに含まれる発明が特許可能である場合は、従属クレームに含まれる技術的解決法の非特許可能性又は単一性の欠如は考慮に入れないものとする。

第 39 条 装置に係る特許クレームの詳細

(1) 特許クレームにおいては、装置は静止状態を記述する（第 31 条 (1) は電気回路及びその他の図式にも適用される）。未完の動作を表現する動詞、たとえば「転がる」、「引く」、「下がる」などは、特許クレームにおいて用いてはならない。装置の特徴としてある動作を用い

ることが必要な場合は、完了した動作としてこれを記述しなければならない。たとえば、「行った」、「付けた」、「置いた」、「下がった」などである。

(2) 特許クレームにおいては、要素の動きを表示することができ（「回転することが可能なディスク」、「縦方向に動く刃」等）、また、要素は、その機能により特徴付けることもできる（「レバー位置固定のためのピン」等）が、当該技術の熟練者が当該要素を独立して作ることができることを条件とする。

(3) 特許クレームにおいては、図面に表示される要素の参照番号又は電気その他の図式の場合は要素の符号（たとえば電気回路の符号「R1」、「C1」等）を括弧付きで特徴の参照番号に付加することができる。ただし、特許クレームを作成する際は、参照番号を用いなくても技術的解決法の内容が明らかにならなくてはならないことを考慮に入れなければならない。発明の詳細な説明及び図面その他の図示的資料へのその他の言及を特許クレーム中で用いてはならない。ただし、止むを得ず必要な場合はこの限りでない。

第 40 条 方法に係る特許クレームの詳細

手続(手法, 操作)を特徴付ける動詞は、受動態を用いて直説法の現在時制で用いるものとする。たとえば、「熱せられる」、「灌注される」等である。

第 41 条 既知の装置, 方法, 物質の使用規定

新規の目的で、既知の装置、方法又は物質(微生物の菌株を含む)の使用を特徴付けるためには、新規の目的は、独立のクレームとして表示するものとする。当該クレームの構成は、次のとおりである。「用いている」の語、当該装置、方法、物質(微生物の菌株その他の生体物質を含む)の識別が可能な名称及び使用の目的。

第 42 条 物質に係る特許クレームの詳細

(1) 単体の化合物の特許クレームにおいては、当該化合物の生物活性の目的又は種類及び当該化合物の名称又は記号を表示するものとする。

(2) 特許クレームにおいて、成分の定量的組成により組成物が特徴付けられる場合は、一律の単位を用いて成分含有量の最低限及び最大限を表示するものとする。

(3) ある単位を用いて組成物中の 1 成分の含有量を表示し、かつ、他の成分の含有量を最初の成分との対比で表示する(たとえば、主成分の 100 質量単位当たり又は溶液 1 リットル当たりの成分含有量を示す)ことが認められる。

(4) ある組成物中の抗生物質、発酵体等の含有量を当該組成物の他の成分の含有量以外の単位(たとえば、組成物の他の成分の質量単位当たりの発酵作用の単位)で表示することが認められる。

(5) 組成物へのある成分の導入を強調する場合は、組成物に係る発明の特許クレームの区別部分は、「追加的に包含する」との表現で始める。

(6) 組成物の目的が新規の活性構成要素のみにより決定され、かつ、他の構成要素がこの種の組成物において通常の機能を果たす場合は、当該活性構成要素及び組成物におけるその定量的含有量のみを特許クレームにおいて表示するのみにすることができる。

(7) 発明の特徴が複雑な組成を伴う既知の物質である場合は、当該物質及びその構成要素の特性又は機能が表示されることを条件として、当該物質の特別の名称の使用が認められる。

この場合は、当該物質の完全な組成及び必要に応じ生成の態様を発明の詳細な説明に記載する。

第 43 条 微生物の菌株を含む生体物質に係る特許クレームの詳細

発明の主題である生体物質(遺伝子、微生物の菌株)が寄託された場合は、次のものを特許クレームにおいて表示するものとする。

- 1) 生体物質の名称(微生物の菌株のラテン語での名称)
- 2) 国際寄託当局により付された寄託の受託番号
- 3) 国際寄託当局の名称
- 4) 当該物質の実際的な用途

第5部 他の特許出願書類

第44条 図面その他の図示的資料

- (1) 発明の詳細な説明に記載された発明を実施するための例を理解する上で図面その他の図示的資料が必要な場合は、これらを提出しなければならない。
- (2) 提出される図面その他の図示的資料は、発明の詳細な説明の本文との間に一貫性がなければならない。
- (3) 図面その他の図示的資料は、図の資料（技術的図面、図式、グラフ、ダイアグラム、図面、オシログラム等）、写真、表又はチャートとして提出する。
- (4) 図面は、技術図面又は略図で発明を説明することができない場合に提出する。原則として、写真は、図の資料を補足するために提出する。例外的な場合、たとえば外科手術を段階的に説明する際は、主たる説明資料を写真で構成することができる。
- (5) 発明の詳細な説明又は特許クレームにおいて言及される図面その他の図示的資料は、特許出願の際に特許庁に提出する。特許庁への特許出願の際に何らかの理由で発明の詳細な説明又はクレームにおいて言及されている図面又は図示的資料（ただし図面又は図示的資料が複数の場合はその全部又は一部）が特許出願書類から省かれている場合は、特許出願日から2月以内にそれを提出することができる。この場合、特許庁は、特許法第21条(7)に基づいて、当該出願書類の不提出の理由如何を問わず特許出願日を変更すること及び欠落していた図面その他の図示的資料を特許庁が受領した日を新たな特許出願日とみなすことを考慮に入れなければならない。発明の詳細な説明又はクレームにおいて言及されている図面その他の図示的資料で先に提出されなかったもの及び言及されていない図面その他の図示的資料であって、前記の2月の期間の満了後に提出されるものは、特許出願の審査過程において特許法第25条(1)の規定の違反がないことが証明された場合に限り、特許出願書類に含められる。

第45条 発明の内容の要約

- (1) 発明の内容の要約の目的は、発明についての技術情報のみを提供することである。
- (2) 発明の内容の要約は、包括的で理解し易く、かつ、当該技術の熟練者が当該発明を用いて陳述された技術問題の解決法を速やかに理解することができるものでなければならない。
- (3) 発明の内容の要約に、発明の名称、発明の名称から明白でない場合は発明の利用分野、発明が解決すべき技術的課題又は達成された技術的結果を記載するものとする。
- (4) 発明の内容は、発明の本質的な特徴の自由な陳述を通じて開示される。
- (5) 本文の作成の際、コンピュータによる情報調査のためにその妥当性を考慮に入れなければならない。
- (6) 発明の内容の要約は、エストニア語及び英語で作成する。何れの言語による本文も、150語を超えてはならない。
- (7) 出願人は、発明を最も適切に特徴付けると自ら考える図面その他の図示的資料のイメージ(図)の番号を、エストニア語による発明の内容の要約の末尾に表示することができる。

第46条 国の手数料の納付及び国の手数料の納付を証明する書類

- (1) 特許出願に係る国の手数料並びに特許出願の処理及び特許の有効性の継続に関係するそ

の後のすべての国の手数料は、国の手数料の納付のために指定された特許庁の銀行口座に払い込むものとする。特許庁は、当該銀行口座に関する情報を特許庁の公報及び特許庁のウェブサイトにおいて公告する。

(2) 10件を超えるクレームを含む特許クレームを伴う特許出願の場合は、11番目以降の各クレームについて追加の国の手数料を納付するものとする。

(3) 特許出願審査の過程において専門家が参照する特許書類その他の印刷物の写しを入手することを特許出願人が希望する場合は、出願人は、特許出願を行う際に、該当する国の手数料を追加的に納付することができる。

(4) 特許出願のために納付する国の手数料の額は、出願人が自然人又は法人の何れであるかによって異なる。特許出願人が自然人であるか又は特許出願人が複数の場合にすべての出願人が自然人であるときは、国の手数料法第121条の規定に基づき、特許出願に係る国の手数料は、特許出願人が法人であるか又は特許出願人が複数の場合にその何れかが法人であるときよりも納付額が少ない（RT I 1997, 80, 1344 ; 2001, 55, 331 ; 56, 332 ; 64, 367 ; 65, 377 ; 85, 512 ; 88, 531 ; 91, 453 ; 93, 565 ; 2002, 1, 1 ; 18, 97 ; 23, 131 ; 24, 135 ; 27, 151 及び 153 ; 30, 178 ; 35, 214 ; 44, 281 ; 47, 297 ; 51, 316 ; 57, 358 ; 58, 361 ; 61, 375 ; 62, 377 ; 90, 519 ; 102, 599 ; 105, 610 ; 2003, 4, 20 ; 13, 68 ; 15, 84 及び 85 ; 20, 118 ; 21, 128 ; 23, 146 ; 25, 153 及び 154 ; 26, 156 及び 160 ; 30, 訂正通知 ; 51, 352 ; 66, 449 ; 68, 461 ; 71, 471 ; 78, 527 ; 79, 530 ; 81, 545 ; 88, 589 及び 591 ; 2004, 2, 7 ; 6, 31 ; 9, 52 及び 53 ; 14, 91 及び 92 ; 18, 131 及び 132 ; 20, 141 ; 24, 165 ; 25, 170 ; 26, 173 ; 27, 177 ; 28, 189 ; 30, 205 ; 32, 226 及び 228 ; 34, 236 ; 36, 251 ; 38, 257 及び 258 ; 45, 315 及び 317 ; 71, 502 ; 75, 521）。

(5) 特許出願に係る国の手数料を誤って所定の額を超える額で納付した場合は、特許庁は、その旨を出願人に通知する。国の手数料を納付する者は、所定の額を超えて納付した額の払戻を受ける権利を有する。

(6) 国の手数料の納付に関し、第7条(2)4)に定める国の手数料の納付を証明する書類で次に掲げる情報を記載しているものを書面で特許庁に提出する。

1) 納付書類の番号及び日付

2) 納付者の名称

3) 納付額

4) 当該国の手数料が特許出願のために納付された旨を明確に示す表記。ただし、国の手数料の納付に関する情報が特許付与を求める願書の該当データ欄に示されている場合を除く。

5) 特許出願番号、特許庁における特許出願受領番号又は発明の名称。ただし、国の手数料の納付に関する情報が特許付与を求める願書の該当データ欄に示されている場合を除く。

(7) 国の手数料の納付を証明する書類には、当該書類を作成した機関又は者を明確に記載するものとする。

(8) 国の手数料の納付を証明する書類に銀行による確認が含まれていない場合は、当該書類に署名した者により署名されなければならない。

第47条 委任状

(1) 委任状は、1若しくは複数の特許出願又は特許の出願若しくは特許の有効性の継続に関する手続行為の全部若しくは一部の遂行のために、1又は複数の特許代理人に出される。委

任状は、特許出願又は特許の他人への移転、質権契約及びライセンス契約の締結並びにその他の取引を含む発明の所有権の処分に関連して遂行される業務の実行の目的で特許代理人に出すことはできない。

(2) 委任状は、次の何れかの場合に共同の代表者に出される。

- 1) その権限の範囲の制限が請求されている場合
- 2) 共同の代表者が、特許付与に係る請求に代表者として署名している場合
- 3) 特許出願人が特許付与に係る請求に署名していない場合
- 4) 特許出願後に共同の代表者が指定されている場合

(3) 委任状には、次の事項を記載するものとする。

- 1) 代理されている者（特許出願人）の姓名及び居所若しくは事業の所在地の宛先又は代理されている者が法人である場合は、その者の名称及び所在地の宛先
- 2) 特許代理人の姓名
- 3) 共同の代表者が自然人である場合は、当該自然人の姓名、法人である共同の代表者の場合は、当該法人の名称
- 4) 委任の範囲。ただし、共同の代表者の場合においてその権限の範囲の制限が請求されていないときを除く。
- 5) 委任状に署名するより前に委任が行われている場合は、委任の有効期間が開始する日付
- 6) 委任が特定期間について行われている場合は、委任の期間
- 7) 代理されている者の署名
- 8) 委任状に署名がされた場所及び日付

(4) 共同委任が認められる場合は、委任状は、複数の特許代理人の名義で与えられる。共同委任が認められる場合は、委任状に記載されたすべての特許代理人が、当該委任状により認められた委任の全範囲において特許出願人を代理する権限を有するものとみなす。ただし、委任状においてある特許代理人について制限が定められている場合はこの限りでない。委任の範囲が同等である場合は、特許庁は、委任状に記載されている何れの特許代理人とも手続を行うものとする。

(5) 特許法第 131 条 (1) に基づき、特許出願人が特許代理人又は特許代理人が複数の場合は共同の代表者に直接付与した委任のみを有効とする。代理の権利は権限委任により受け取り又は移転することはできず、そのような権利が委任状に規定されていても同様とする。

(6) 出願人が複数の場合は、そのすべての者が委任状に署名しなければならない。各特許出願人は、共同委任状に代えて、各個の委任状を提出することができ、また、一部の者が共同委任状を提出することもできる。ただし、これらすべての委任状において、委任の範囲が類似していることを条件とする。代理されている者の署名はその者の名及び姓から構成され、読み易く、大文字で綴りが示されなければならない。特許出願人が法人である場合は、法定代理人の役職名を付加するものとする。

(7) 原委任状の公証又は認証は要しない。

(8) 委任の有効期間の開始日が委任状において定められていない場合は、委任期間は、委任状の署名の日を開始するものとする。特許代理人が、法律に規定する場合において、ある行為の遂行後に委任状を提出したときは、特許法 (RT I 2001, 27, 151 ; 93, 565 ; 2002, 53, 336 ; 2003, 88, 594) 第 3 条 (1) に基づき、当該行為の遂行日を委任付与日とみなす。ただし、これが委任状の内容に反するか又は別の理由で委任状が無効である場合を除く。

(9) 委任の有効期間が委任状に表示されていない場合は、委任状は、不定の期間について出されたものとみなす。

(10) 委任状に明示されている特許代理人が国の特許代理人登録簿に記載されていないか又は同人が発明の分野における活動に係る特許代理人の資格を付与されていない場合は、委任状は無効であるものとみなす。

(11) 特許庁との間で手続を行う際は、特許の付与を求める願書であって第 13 条により要求される情報がデータ欄 2 に記入されかつ共同の代表者の場合は共同の代表者と共に他のすべての特許出願人により署名され又は特許代理人の場合はすべての特許出願人により署名されているものは、委任を証明しかつ委任状に代わる書類であるものとみなす。この場合は、発明の所有権の他人への移転を除き、特許出願の処理及び特許の有効期間の存続に関するすべての行為の遂行は、共同の代表者及び特許代理人の委任の範囲内のものであるとみなす。

(12) 異なる者たちに出された委任状が同一の行為の遂行に関して有効である場合は、特許庁は、最も新しい時期に出された委任状により委任を受けている者に通知書を送付する。ただし、委任状又は委任に関する他の書類に別段の規定がある場合はこの限りでない。

第 48 条 優先権の宣言を証明する書類

(1) 工業所有権の保護に関するパリ条約、世界貿易機関設立協定その他の協定に基づいて優先権を主張する場合は、最初の特許出願又は実用新案出願を受領した特許庁により出願人に発された優先権を証明する書類の原本を特許出願書類に添付するものとする。

(2) 複数の先の特許出願又は意匠登録出願に基づいて優先権を主張する場合は、かかる出願のすべてに関して、優先権を証明する書類の原本を含めるものとする。

第 49 条 生体物質の寄託を証明する書類

ブダペスト条約のガイドラインの規則 7 を遵守している国際寄託当局の証明書の写しは、微生物の菌株を含む生体物質の寄託を証明する書類であるとみなされる。

第 50 条 翻訳文についての一般的要件

(1) 特許出願に含まれるすべての書類の翻訳文は、原本に合致していなければならない。

(2) 翻訳者又は特許代理人は、翻訳文の正確さについて責任を負う。翻訳文の正確さは、本文の末尾に記載する「私は当該翻訳文の正確さを確認する」との陳述及び翻訳者又は特許代理人の署名により確認されなければならない。署名は、読み易くかつ大文字で綴りを示したものでなければならない。

(3) 翻訳文が宣誓した翻訳者により作成されたものである場合は、その者は、宣誓した翻訳者により作成された翻訳文の認証について確立されている手続に基づいて、当該翻訳文を証明することができる。ただし、その際、当該証明のために用いられる手段及び必要品の故に、一般に使用されている複写装置を使用して当該書類の写しを無制限に作成することが妨げられないことを考慮に入れるものとする。

(4) 複数の原本について 1 つの翻訳された書類が提出された場合は、(2) にいう宣言及び署名は、1 つの原本の末尾のみに付するものとする。

第 51 条 翻訳文の正確さ及び翻訳文の補正

(1) 特許庁は、別段の証拠がある場合を除き、特許出願の提出及び処理において、翻訳文が真正の特許出願書類であるとみなす。

(2) 出願人、特許の所有者又は特許代理人は、明白な言葉使い及び綴りの誤りを正すために、翻訳文の補正を申請することができる。ただし、このことは、当該補正が当該外国語の文章に適合する場合に限られる。発明の詳細な説明及び特許クレームの翻訳文の補正を申請する際は、特許法第 25 条(4)に定める制限を考慮に入れるものとする。

第6部 特許出願書類記入要件

第52条 文章による書類の記入に係る一般的要件

(1) 特許出願のすべての文章書類は、A4版(210×297mm)の丈夫で柔軟な白い紙に記入して提出するものとする。

(2) 各用紙は、縦長に、かつ、片面のみ用いる。

(3) 各特許出願書類は、新しいページから始める。

(4) 発明の詳細な説明、特許クレーム及び発明の内容の要約を作成する際の最小余白は、次のとおりとする。

1) 上方余白－20mm

2) 左方余白－25mm

3) 右方余白－20mm

4) 下方余白－20mm

(5) 発明の詳細な説明、特許クレーム及び発明の内容の要約を作成する際の最大余白は、次のとおりとする。

1) 上方余白－40mm

2) 左方余白－40mm

3) 右方余白－30mm

4) 下方余白－30mm

(6) 文章書類のページには、アラビア数字で番号を付す。ページ番号は、上方余白の下のページ中央に付す。発明の詳細な説明、特許クレームは、発明の詳細な説明から連続番号を付す。配列一覧は、新しいページから始め、かつ、別個に番号を付す。要約が複数ページある場合は、別個に番号を付す。発明説明、配列及び要約の第1ページにはページ番号を表示しない。

(7) 発明の詳細な説明及び特許クレームの5行目ごとに左方余白の右側に番号を付すことが望ましい。行間若しくは空白行は、文字行とはみなさず、番号は付さない。

(8) 書類の本文は、タイプライターを用いるか、印刷するか又はその他の技術的方法を用いるものとする。

(9) 書類は、黒色の消えないパーマネント・インクを用い、かつ、一般的な複製装置により無限の部数の写しを作ることが可能なコントラストを付して印字されなければならない。

(10) 書類には、しみやしわがあってはならない。書類には、目につく紙の欠陥、折り目、しみ、束ねや複写に起因する汚れ若しくは線、又は他の欠陥を含まないものとする。

(11) 発明の詳細な説明、特許クレーム及び発明の内容の要約の本文は、最低1.5行間隔で、かつ、大文字の高さが少なくとも2.1mmのフォントを用いて印字されなければならない。

(12) 図の記号、ラテン語の名称、ラテン語及びギリシア語の文字、数式及び化学式は、黒インク、万年筆又は墨を用いて、手書きにすることができる。式について、機械的方法と手書きとを混ぜて用いてはならない。

第53条 用語及び記号

(1) 発明の詳細な説明、特許クレーム及び発明の内容の要約においては、標準的な用語、記号、略語及び測定単位又は、これらが無い場合は、科学的及び技術的文献で通常用いられている用語、記号、略語及び測定単位を用いる。

(2) 専門的刊行物において一般的でない用語又は記号が用いられる場合は、発明の詳細な説明において当該用語又は記号が最初に用いられるときに当該用語又は記号の意味を説明するものとする。エストニア語による用語がない場合は、外国語による用語を用いることができ、かつ、当該外国用語にはイタリック体を用いるものとする。

(3) すべての通常の記号は、説明を付さなければならない。

(4) 発明の詳細な説明、特許クレームは、一律の用語の要件(すなわち、発明の詳細な説明、特許クレームにおいて用いられる用語は同じでなければならない)を遵守しなければならない。一律の用語の要件は、物理量の測定単位、寸法及び通常の記号にも適用される。

(5) 物理量は、SI 又は CGS 単位系により表わすものとする。

(6) パーセント記号(%), 温度の表記(例: °C)及び他の表記は、数字の後にのみ用いるものとする。本文においては、「パーセント」、「度」の語を用いるものとし、「温度上昇数%又は数°C」や、「量の 2x 増大」の様に記載してはならない。

第 54 条 許容されない表現

(1) 特許出願書類の本文は、公序良俗に反する又は他人若しくは他人の発明を毀損する表現を含んではならない。

(2) 発明又は出願人を広告する文章又はイメージは、発明の詳細な説明その他の特許出願書類に含めてはならない。

(3) 言葉から構成される商標は、これが発明の本質的な特徴を明確に規定する場合にのみ、本文中に用いることができる。

第 55 条 化学式

(1) 発明の詳細な説明、特許クレーム及び発明の内容の要約の中において、化学式を用いることができる。

(2) 化合物の構造式を記載する際は、一般に用いられている元素記号を用いなければならない、かつ、元素及び基の間の化学結合は、正確に表示されなければならない。

第 56 条 数式及び記号

(1) 発明の詳細な説明、特許クレーム及び発明の内容の要約において、数式及び記号を用いることができる。

(2) 数式において用いられるすべての記号は、用いられる順に説明する。式の説明は、当該式の下欄に記載する。

(3) 「>」、「<」、「=」等の数学記号は、数式においてのみ用いるものとし、本文中では、かかる記号は、言葉(「より大きい」、「より小さい」、「等しい」等)により表わさなければならない。

(4) 「-」(「…から…まで」)の記号は、正の数の間隔を示す場合に用いることができる。他の場合は、「から」及び「まで」の語を用いなければならない。

(5) 量をパーセントで表わす際のパーセント記号(%)及び計測単位は、数字の後に用いる。パーセント記号及び計測単位を本文中で用いてはならない。

(7) 数式は、記号のところでのみ分割することができる。(第 53 条(6))

第 57 条 図面その他の図示的資料の様式に係る要件

- (1) 何れの種類の図面その他の図解（略図，表，ダイアグラム，グラフ，図面，オシログラム等）も，技術図面の要件に基づき，黒色の消えない線により，濃淡や色彩を施さず，製図器を用いて作成し，かつ，A4 判（210×297 mm）のほとんど光を通さない，光沢のない，丈夫で，しなやかな，白い紙を用いて提出する。図面その他の図示的資料は，レリーフ面その他の立体的な技術を用いて作成してはならない。
- (2) 図面は，「水」，「蒸気」，「開いた」，「閉じた」，「A - A」（切断面を指定するため）等の表示及び電気回路その他の図式において用いられる記号を例外として，表題，説明文又は注釈なしで提出する。
- (3) 文字及び数字に括弧，円又は引用符を付してはならない。
- (4) 文字及び数字の高さは少なくとも 3.2 mm とする。
- (5) 図面においては，正投影を用いることが望ましい。不等角投影を用いても差し支えない。
- (6) 図面の中で，細部及びその他の要素の寸法を表示してはならない。異なる寸法の比率は，必要に応じ，発明の詳細な説明に記載するものとする。実寸が発明の本質的な特徴に属する場合は，これを記載するものとする。
- (7) 図面に枠を付してはならない。
- (8) 紙面には少なくとも次の余白を設けるものとする：上方余白－25 mm，左方余白－25 mm，右方余白－15 mm 及び下方余白－10 mm。図面の使用面積は，262×170 mm を超えてはならない。
- (9) 同一の図形の各要素は，相互間の比率を保たなければならない。ただし，図形の明瞭性のために比率を異ならせることが不可欠である場合はこの限りでない。
- (10) 発明の詳細な説明に言及されていないか又は発明の内容の理解に不必要な情報は，図面に記載してはならない（たとえば，装置の図面上の商標の表示等）。発明の詳細な説明及びクレームにおいて言及されていない参照記号は図面に記載してはならず，逆の場合も同様とする。
- (11) 2 以上の紙面の表示が 1 図面の部分である場合は，当該表示は，紙面を合わせることでより図面全体を形成することが可能な態様で配置するものとする。
- (12) 図面は，縦長の紙面に配置することにより，紙面が最大限に使われるようにすることが望ましい。図面を縦長の紙面に掲載することができない場合は，当該図面は，上部が紙面の左方に来るように配置するものとする。
- (13) 複数の表示（図形）を 1 枚の紙面に配置することができるが，各表示は相互に明確に分離されていなければならない。表示の種類（図形，図式，グラフ，図面等）如何を問わずすべての表示にアラビア数字の番号を付し，たとえば FIG 1，FIG 2 等のように，数字の前に FIG の記号を付加するものとする。発明を説明するのに 1 個の表示のみが用いられている場合は，当該表示に番号を付する必要はない。
- (14) 図面の紙面に番号を付する際は，発明の詳細な説明において引用されている順序に従わなければならない。図面の各ページにはアラビア数字で番号を付し，番号は，上部余白の下方のページ中央に配置し，かつ，少なくとも 3.2 mm の大きさとする。各ページの番号は斜線で分けた 2 つのアラビア数字から成り，最初の数字はページの番号を表し，2 番目の数字は図面その他の図示的資料のページ総数を表すものとする（たとえば 1/3 を例にとると，数字 1 は図面のページの連続番号を示し，数字 3 は図面のページ総数を示す）。

(15) 図形による表示は、発明の詳細な説明及び特許クレームの本文に掲載してはならない。

(16) 表示の縮尺は、線寸法で 2/3 に縮小した場合に、すべての詳細が明確に識別できるようなものでなければならない。

(17) 発明の詳細な説明中で言及された図形による表示のすべての要素は、発明の詳細な説明及び図面の中で指定されなければならない。図形による表示の要素の参照番号は、発明の詳細な説明及び特許クレーム中のかかる要素の番号に基づいて、アラビア数字により指定されなければならない。発明の詳細な説明中の番号は、1 から始めて、要素が本文中に現れる順序で続けることが望ましい。図面中の要素に番号を付するために、直線の又は自由に引いた他の線よりも細い引出線が用いられる。一定の参照事項の場合、引出線を省略することができる。何れの要素にも結ばれていない参照事項は、これらが所在する面又は切断面を表示するものであり、かかる参照事項には下線を付することができる。これは、引出線が誤って省かれたのではないことを強調するのに役立つ。異なる図面における同一の要素は、同一の参照番号により示すものとする。

(18) 図形による表示が図式として示される場合は、標準的な図記号を用いる。異なる種類の図式には、ある種類の図式の要素を用いることができる（たとえば、映画又は水力の図式の単一の要素及びそれらに対応する記号を電気回路の図式に加えることができる）。図式に長方形が図記号として用いられる場合は、当該要素の名称を数字による表示に追加して長方形の中に記すものとする。要素の図記号の大きさのためにこれができない場合は、要素の名称を引出線の上に記すことができる。

(19) 写真は白黒のものを提出する。写真上の表示は、識別可能で、かつ、写真から質の高い複製を作成できるように適切なコントラストが施されていないといけない。写真の判型は A4 判を超えてはならない。これより小さい写真は、A4 判の白い紙面に添付（糊付け又はコピー）するものとする。

(20) 当初提出された特許出願中の図面その他の図示的資料に外国語による本文が含まれている場合又は外国語による本文が含まれている先の出願の図面その他の図示的資料が図面その他の図示的資料として用いられている場合は、外国語による本文は、エストニア語による本文に置き換えなければならない。

(21) 図面その他の図示的資料の紙面に汚れ又はしわがあってはならない。これらには、梱包又は複写に起因する目に見える欠陥、折り目、汚れ、しみ若しくは線又はその後の複写の際に現れるその他の欠陥があってはならない。図面は、折り曲げたり巻いたりしてはならない。

第5章 特許出願の手続

第58条 特許出願

(1) 特許出願は、特許庁の受領部署に、本人が直接に又は郵送で提出する。特許出願は、特許庁において通年毎日 24 時間設置されている工業所有権対象物の法的保護の登録を請求する出願のための郵便受けに投函することもできる。

(2) 特許庁における実際の受領日は、特許出願の提出日であるとみなす。このことは、特許出願が郵便又は配送サービスを用いて送付される場合にも該当する。

(3) ファックスその他の電子的手段により提出された特許出願は受理されない。

第59条 居所又は所在地がエストニア共和国にある出願人による特許出願

居所又は所在地がエストニア共和国にある者はすべて、特許法第 131 条(1)の規定に基づき、自ら特許出願を特許庁に対して行いかつ当該出願の処理に係る手続を行うこと又は代理人としてのエストニア人の特許代理人に委任することができる。

第60条 居所又は所在地が外国にある出願人による特許出願

(1) 居所又は所在地がエストニア共和国外にある者は、特許法第 131 条(2)の規定に基づき、自ら又は特許代理人を介して、特許庁に特許出願を行うことができる。

(2) 居所又は所在地がエストニア共和国外にある者は、特許法第 131 条(2)の規定に基づき、特許代理人を介してのみ、特許庁への特許出願の処理に係る手続を行う。

第61条 複数の特許出願人による特許出願

(1) 複数の特許出願人であって、そのすべての者がエストニアに居住するか又は所在地を有するものが特許出願に表示されている場合は、これらの出願人は、それぞれ別個に特許庁に特許を出願することができる。これらの者は、特許法第 131 条 (3) の規定に基づき、特許庁への出願の処理に関するその後の手続の遂行について、自分たちの中の共同の代表者に委任することができる。特許出願人は、自分たちの代理を特許代理人に委任することもできる。

(2) 特許出願に表示された特許出願人すべての居所又は所在地が外国にある場合は、これらの出願人は、それぞれ別個に特許庁に特許を出願することができる。これらの者は、特許法第 131 条 (2) の規定に基づき、特許庁への出願の処理に関するその後の手続の遂行について、自分たちの代理を特許代理人に委任するものとする。

(3) 特許出願に表示された特許出願人の中に居所又は所在地がエストニア共和国にある者及び居所又は所在地が外国にある者が含まれる場合、これらの出願人は、それぞれ別個に特許庁に特許を出願することができる。ただし、これらの者は、特許法第 131 条 (2) の規定に基づき、自分たちの代理を特許代理人に委任するか又は特許法第 131 条 (3) の規定に基づき、特許庁への出願の処理に関するその後の手続の遂行について、自分たちの中から居住地又は所在地がエストニア共和国にある者に委任しなければならない (共同の代表者)。特許出願人は、特許代理人を自分たちの代表者として委任することもできる。

(4) 特許出願人は、共同の代表者に委任するために、本規則第 47 条 (11) の規定に基づき、特許出願の際に、特許付与を求める願書に共同の代表者を表示することができる。特許出願人は、処理の過程において共同の代表者に委任するか又は共同の代表者を変えるためには、

共同委任状を提出しなければならない。

(5) 特許出願人が特許代理人に委任しなかったか、特許付与を求める願書に共同の代表者を表示しなかったか又は (1) (3) に定める場合において後で共同の代表者に委任しなかった場合は、特許庁は、居所又は所在地がエストニア共和国にある特許出願人で、特許付与を求める願書に最初に表示されているものを共同の代表者であるものとみなす。

第 62 条 国の手数料の納付を証明する書類の提出

(1) 国の手数料の納付を証明する書類は、通常、特許出願の際に特許庁に提出する。特許出願の際に、国の手数料の納付に関する情報が第 19 条に基づいて特許付与を求める願書に記載されている場合は、特許出願の際の国の手数料の納付を証明する書類の提出は要しない。

(2) 国の手数料の納付を証明する書類が特許出願に添付されておらず、また、国の手数料の納付に関する情報が第 19 条に基づいて特許付与を求める願書に記載されてもいない場合は、国の手数料の納付を証明する書類は、特許法第 20 条 (2) に基づき、特許出願の出願日から 2 月以内に特許庁に提出しなければならない。所定の期間は延長も回復もされない。

(3) 国の手数料の納付を証明する書類は、特許庁の受領部局に本人が直接に又は郵便により提出する。当該書類は、特許庁に年間 365 日 24 時間開いている工業所有権の対象の法的保護に係る登録出願のための郵便箱に投函することもできる。

(4) 国の手数料が複数の者により異なる時に納付された場合は、当該国の手数料は、当該国の手数料の納付を証明する書類が最初に特許庁に到着した者により納付されたものとみなす。

(5) 疑義が存する場合は、特許庁は、特許庁の銀行口座への国の手数料の納付を確認することができる。特許庁の銀行口座に国の手数料が受領されていない場合又は本条に基づいて特許庁に提出された国の手数料の納付に関する情報が特許庁の銀行口座の情報と合致しない場合は、特許庁は、国の手数料の納付を確認する目的で、当該銀行により確認された国の手数料の納付を証明する書類を提出するよう特許出願人に求めることができる。国の手数料の受領日は、特許法第 41 条 (2) に基づき、特許出願処理の過程において何らの法的効果も有さない。

第 63 条 委任状の提出

(1) 特許付与を求める願書が特許代理人若しくは共同代理人により署名されている場合は、特許出願において委任状を特許庁に提出する。

(2) 特許出願とともに委任状が提出されない場合は、出来る限り早く提出することが望ましい。委任状の提出が代理される場合は、特許法第 251 条 (1) の規定に基づき、特許庁の定める日までに提出するものとする。

(3) 居所又は所在地がエストニア共和国外にある出願人が特許出願を行う場合も、前項の規定が適用される。

第 64 条 優先権の主張を証明する書類の提出

(1) 優先権の主張を証明する書類は、特許出願の際に出願書類と共に特許庁に提出する。

(2) 優先権の主張を証明する書類が特許出願に添付されていない場合は、当該書類は、特許法第 201 条 (2) の規定に基づき、優先日から 16 月以内に提出しなければならない。

(3) エストニア共和国における最初の特許出願又は実用新案登録出願に基づいて優先権が主

張される場合又は特許法第 201 条 (4) 若しくは (5) が適用される場合は、優先権の主張を証明する書類の提出は要しない。

(4) 優先権の主張を証明する書類のエストニア語への翻訳文は、特許法第 201 条 (6) に基づき、特許庁が定める期間内に、特許法第 23 条 (2) に基づく特許庁の請求により、提出するものとする。特許法第 19 条 (6) に基づき、特許庁は、以後 2 月以内に翻訳文を提出するよう求める権利を有する。この場合、翻訳文提出期限を延期することはできない。

(5) 特許出願人が特許法第 24 条 (3) に基づいて特許出願の早期公告を請求する場合は、当該出願人は、出願人が請求する特許出願の公告日の 1 月前までに、優先権の主張を証明する書類を特許庁に提出するものとする。

第 65 条 生体物質の寄託を証明する書類の提出

(1) 生体物質の寄託を証明する書類は、特許出願の際に特許庁に提出する。

(2) 特許出願日までに国際寄託当局から寄託証明書が届かなかった場合は、出来る限り早く提出することが望ましい。生体物質の寄託が代理される場合は、特許法第 22 条 (7) の規定に基づき、特許庁の定める日までに提出するものとするが、特許出願の提出日から 16 月以内でなければならない。

(3) 出願人が特許法第 24 条 (3) に基づいて特許出願の早期公開を請求する場合は、出願人は、生体物質の寄託を証明する書類を、出願人が請求する特許出願の公開の日の 1 月以前に特許庁に提出しなければならない。

第 6 章 発明の特許出願からの分離及び特許分離出願

第 66 条 発明の特許出願からの分離の定義

(1) 次に掲げる場合は、特許出願から発明が分離されるものとする。

1) 特許出願人が、発明の詳細な説明又は特許クレームに含まれているある発明に関して独立の特許を出願することを自発的に希望する場合

2) 特許庁が、特許法第 9 条 (3) に基づいて、特許クレームに含まれている、単一性の要件に違反する発明を分離するよう求める場合

(2) 発明は、特許出願人が特許クレームの新たな本文及び通常目下処理中の特許出願（以下「原特許出願」という）に関して分離された発明に関するすべての部分が除去された新たな発明の詳細な説明（以下「残存部分」という）を提出した場合に、特許出願から分離されたものとみなす。

(3) 特許出願の訂正又は補正に関する特許法第 25 条の規定は、残存部分に関して適用される。

第 67 条 分離のための期間

(1) 特許出願人は、原特許出願が処理されている全期間中、特許出願の残存部分を特許法第 25 条に基づく訂正及び補正として特許庁に提出すると同時に特許分離出願を行う意図を特許庁に通知することにより、自発的に特許出願から独立の特許出願を分離することができる。

(2) 発明の単一性に係る違反の場合は、特許出願人は、発明の単一性に違反する部分を原出願から分離し、かつ、残存部分を特許法第 9 条 (3) に基づいて特許庁が定める期間内に提出しなければならない。

第 68 条 特許分離出願の提出のための期間

(1) 特許分離出願の提出のための期間は、残存部分に基づいて継続された原出願の処理の完了から 6 月以内とする。

(2) 特許法第 9 条 (2) の規定に基づき、特許分離出願の提出に係る 6 月の期間の始期は、次に掲げる原特許出願の残存部分の処理の完了から計算する。

1) 特許証交付の場合は、Festi Patendileht⁴におけるその旨の通知の公告から

2) 特許出願の拒絶の場合は、特許庁のその旨の決定の日から

3) 特許出願が取り下げられたか又は取り下げられたとみなされた場合は、それが取り下げられたか又は取り下げられたとみなされる日から

第 69 条 特許分離出願

(1) 本規則により特許出願について設けられたすべての要件及び本条において設けられた規定が特許分離出願に適用される。

(2) 特許分離出願を区別するために、原特許出願の出願日及び特許出願の番号は、第 18 条 (4) の規定に基づき、特許付与を求める願書のデータ欄 7 に記される。

(3) 特許法第 9 条 (2) に基づき、原特許出願に記載される分離発明の内容に一致しない事項を特許分離出願に付加してはならない。分離出願が上記の要件を満たしていない場合は、当該特許分離出願の特許庁への現実の出願日が原特許出願の出願日に代えて出願人の選択により決定されるか又は特許法第 25 条 (3) が適用される。

(4) 分離特許クレームの場合は、特許法第 20 条 (2) に規定する特許出願に係る国の手数料の納付の期間は、特許分離出願の特許庁への現実の出願日に基づいて計算される。

第 70 条 特許分離出願の際の有効年度に係る国の手数料の納付

(1) 特許分離出願の場合は、有効年度に係る国の手数料は、特許法第 42 条 (10) の規定に基づく第 69 条 (4) に定める国の手数料のほかに、特許庁への特許分離出願の現実の出願日から 2 月以内に、先行するすべての有効年度についても納付しなければならない。

(2) 原特許出願の出願日を特許分離出願の有効年度の計算の基礎とする。原特許出願が国際出願に基づいている場合は、国際出願日を原特許出願の出願日とする。

(3) 納付期日が経過した有効年度の場合において、追加の国の手数料を伴う国の手数料の納付に係る 6 月の期間がまだ経過していないときは、当該有効年度に係る国の手数料は、特許庁への特許分離出願の現実の出願日から 2 月以内に、追加の国の手数料なしに納付することができる。前記の場合において、当該有効年度に係る国の手数料が所定の 2 月の期間内に納付されなかったときは、特許法第 42 条 (3) に規定する 6 月の期間の満了までに追加の国の手数料と共に納付することができる。

第7章 施行規定

第71条 規則の廃止

2003年6月11日の経済通信大臣規則第100号「特許出願の様式及び内容の要件並びに特許出願手続」を廃止する。